

# 地域別最賃の全国加重平均が25円引き上げ —— 上げ幅は昨年度に続き最大に

厚生労働省の中央最低賃金審議会（会長＝仁田道夫・東京大学名誉教授）は7月25日、平成29（2017）年度における地域別最低賃金の改定目安を答申した。引上げ額の全国加重平均は、昨年度を1円上回る25円で、2桁の上げ幅は6年連続となった。

その後、同答申を参考に各地方で調査審議が行われ、8月17日には全ての都道府県で、地域別最低賃金の改定額答申が出揃った。それによると、地方最低賃金審議会の答申でも、全国加重平均では25円増の848円となり、時給ベースの提示に切り換えた平成14（2002）年度以降、昨年度と並ぶ最大の上げ幅となっている。

## 800円以下の地域をなくすことが急務／労働者側

同日とりまとめられた「中央最低賃

金審議会目安に関する小委員会報告」によれば、労働者側委員は、最低賃金の水準が依然として低く、また、地域間の格差が拡大傾向にあるとの問題意識から、「あるべき賃金水準の議論を行うことが必要」と指摘。具体的には、『円卓合意』や『雇用戦略対話合意』も踏まえつつ、生計費を考慮し、当面目指すべき水準として、最低賃金額が800円以下の地域をなくすことが急務であり、さらに「Aランクについては1,000円への到達を目指すべき」として、到達時期を「経済環境等にも配慮しつつ、3年以内とすべき」と主張した。

また、地域別最低賃金額の現水準で、法定労働時間働いたとしても年収は200万円に満たないとして、「最低賃金法（昭和34年法律第137号）第1条の『賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る』という法目的に鑑みて

低水準である」と指摘。最低賃金の近傍で働いている労働者のなかには、正社員として働く機会がないことや家庭の事情があること等により、非正規雇用で働いている者も少なくないとして、「雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活し、将来展望が描ける社会を実現すべきである」などと主張した。

## 合理的な根拠に裏打ちされた目安を／使用者側

一方、使用者側委員は「中小企業の景況感は緩やかながら改善傾向にあるものの、その動きは大企業に比べて鈍く、休廃業や解散する企業の件数が過去最高となったことに加え、人手不足の影響が強まっており、先行きの不透明感は依然として強い」と指摘。その上で、「働き方改革実行計画」（平成

図表1 改定目安の加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

年度	平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
時間額	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823
対前年度引上げ額 (前年比、%)	14 (2.08)	16 (2.33)	10 (1.42)	17 (2.38)	7 (0.96)	12 <sup>(※)</sup> (1.63)	15 (2.00)	16 (2.09)	18 (2.31)	25 <sup>(※)</sup> (3.13)
Aランク	730 (2.82)	752 (3.01)	769 (2.26)	792 (2.99)	804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)
Bランク	689 (2.23)	704 (2.18)	710 (0.85)	724 (1.97)	725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)
Cランク	658 (1.70)	669 (1.67)	673 (0.60)	686 (1.93)	691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)
Dランク	620 (1.31)	629 (1.45)	631 (0.32)	643 (1.90)	648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)

(注) 1. 金額は適用労働者数による加重平均額(円)。

2. ( )内は引上げ率(%)。

3. 各ランクは、各年度における適用ランク。

4. (※)は全国加重平均の算定に用いる経済センサス等の労働者数の更新による影響分(24年度は+2円、28年度は+1円)が含まれる。

資料出所:平成29年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会資料

図表2 地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
地域別 最低賃金(円)	687	703	713	730	737	749	764	780	798	823
未満率(%)	1.1	1.2	1.6	1.6	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7
影響率(%)	2.2	2.7	2.7	4.1	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.0

厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
- 2 「未満率」とは、最低賃金を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
- 3 「影響率」とは、最低賃金を改正する後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
- 4 事業所規模30人未満(製造業は100人未満)を調査対象としている。

資料出所：平成29年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会資料

29年3月28日決定)の最低賃金に係る記載(注1)の意味するところは、「毎年機械的に最低賃金を3%程度引き上げるのではなく、名目GDP成長率が3%に達しない場合には、そうした状況を考慮しながら最低賃金の引上げ額を議論することである」と主張した。

また、「最低賃金の大幅な引上げには、中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の実施や拡充が不可欠である一方、政府の施策の十分な成果が見られないまま最低賃金の大幅な引上げだけが先行して実施されてきた」との現状認識を示し、「今年度についても合理的な根拠を示さないまま、最低賃金の大幅な引上げの目安を提示することとなれば、目安制度ひいては最低賃金の決定プロセス自体が成り立たなくなるのではないか」との強い懸念を表明した。

そうしたなかで、今年度の目安審議に当たっては、「諮問文で求められている働き方改革実行計画への配慮は必要であるが、目安審議は、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条に定められている最低賃金決定の3要素を考慮すべき」と改めて主張。「これらを総合的に表している賃金改定状況調査結果のとりわけ第4表(注2)を重視するとともに、急激に上昇した影響率を十分に考慮した、合理的な根拠に裏打ちされた目安を提示すべきである」などと強調した。

### 働き方改革実行計画に配慮した調査審議に特段の配慮／公益側

このように労使の意見の隔たりが、4回の審議を経てもなお大きかったことから、平成29年度における地域別最低賃金額の改定目安は、公益委員見解の形で示された。

それによると、Aランク(埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県)は(昨年度を1円上回る)26円、Bランク(茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島)の11府県)は(同1円上回る)25円、Cランク(北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡の14道県)は(同2円上回る)24円、Dランク(青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の16県)は(同1円上回る)22円とした(注3)。

とりまとめに至った理由について、見解では「平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう、整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、働き方改革実行計画に配慮した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた」などと説明。具体的には、「特に非正規

雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視」するとともに、「名目GDP成長率は前年に比べ低下したものの、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における非正規雇用労働者及び中小企業の正規雇用労働者の賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇傾向にあること」、また、「影響率は上昇している一方、雇用者数等については増加傾向にあること」や「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること」等、様々な要素を総合的に勘案して検討を行ったなどとした。

### 生産性向上支援や取引条件改善等に引き続き注力を

なお、答申では「政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する」とともに、「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する」ことにも言及した。

### 全ての都道府県で改定額を答申

こうした答申を参考にしつつ、各地方の最低賃金審議会(都道府県労働局

に設置)で、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議が行われ、8月17日には全ての都道府県で、地域別最低賃金の改定額答申が出揃った。

それによると、改定答申の最高額は、東京で昨年度比26円増の958円。これに神奈川(26円増の956円)が続き、大阪(26円増の909円)でも初めて900円台に乗り上げた。また、昨年度は7県(埼玉、千葉、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫)にとどまっていた800円台についても、新たに栃木や三重、滋賀、広島(いずれも25円増)のほか、北海道と岐阜(ともに24円増)が加わり12県(全都道府県の1/4超)となった。800円台以上で見ると、昨年度の9都府県(1/5超)から、一気に15都道府県(1/3超)まで増えることになる。

一方、最低額は737円(8県)で、宮崎と沖縄で23円増、高知や佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島では22円増となっている。なお、中央最低賃金審議会による改定目安を上回ったのは新潟(Cランク+1円)と鳥取、宮崎、沖縄(いずれもDランク+1円)の4県だった。

結果として、最高額(東京都958円)に対する最低額(高知等8県で737円)の割合は76.9%となり、昨年度(76.6%)に比べて0.3%上昇した。同比率は、一昨年度から3年連続で改

善している(図表3)。

### 労使で激しい議論を展開／愛知

こうしたなか、各都道府県労働局の公表資料を見ると、例えば愛知(26円(3.08%)増871円)では、その審議経過を「セーフティネットとしての金額水準を確保するため、最低賃金の大幅な引き上げを求める労働者側委員と、中小企業の経営実態への影響を懸念し、最低賃金を大幅に引き上げる状況にはないと主張する使用者側委員との間で、激しい議論が展開されたが、公益委員会を中心に審議・調整を進め、本日の答申に至った」などと説明した。

### 専門部会で全会一致／大阪

一方、初めて900円の台に乗り上げた大阪(26円(2.94%)増909円)では、「諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、専門部会を設け、特に女性労働者及びパートタイム労働者の賃金水準の引上げに配慮の上、慎重に調査審議を重ねた結果、同部会において、全会一致をもって」結論に達したなどと説明。その上で、「今回の答申に当たっては、大阪府最低賃金の改正の中小企業・小規模事業者に与える影響が大きくなってきていること(注4)を踏まえ、働き方改革実行計画に記載した生産性向上支援等を厚生労働省、経済産業省、国土交通省をはじめとする関係省庁が連携して早期に行

うことを国に強く求める」ことなどを明記した。

### 10月中旬までに順次発効の見通し

こうして答申された改定額は、都道府県労働局での異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、9月30日(大阪)、10月1日(東京等35都道府県)、10月4日(静岡)、10月5日(滋賀等3県)、10月6日(青森等5県)、10月13日(山梨等2県)と順次、発効される見通しとなっている。

[注]

- 1 「働き方改革実行計画」では、最低賃金について「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」などと記載している。
- 2 なお、「平成29年度賃金改定状況調査」結果の第4表によると、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率は、男女及び産業計で1.3%(平成28年度は1.1%)となっている。
- 3 中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(3月28日)に基づき、埼玉、山梨、徳島に適用される目安ランクが1ランクアップしている(弊誌5月号P50参照)。
- 4 大阪労働局の公表資料によれば、賃金の引上げが必要な労働者数は約29万2,000人で、影響率は20.3%などとされている。

(調査部)

図表3 最高額と最低額及び格差の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
①最高額(円)	739 東京	766 東京・神奈川	791 東京	821 東京	837 東京	850 東京	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京
②最低額(円)	618 秋田・沖縄	627 宮崎・鹿児島・沖縄	629 ※1	642 ※2	645 岩手・高知・沖縄	652 島根・高知	664 ※3	677 ※4	693 ※5	714 宮崎・沖縄
格差(%)	83.6	81.9	79.5	78.2	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6
②/①×100										

※1 佐賀、長崎、宮崎、沖縄

※2 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、宮崎、鹿児島、沖縄

※3 鳥取、島根、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄

※4 鳥取、高知、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄

※5 鳥取、高知、宮崎、沖縄

資料出所:平成29年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会資料